

第3章 競争法

2024年に中国の競争法の規則体系はさらなる拡充と完全化を遂げている。立法の面においては多くの行政法規、部門規定、独占禁止ガイドラインなどが公布されている。法執行の面においては企業結合の審査数量と独占行為の行政処罰の公開数量が前年比で若干減少している。不正競争防止の面においては不正競争防止法の第3回改正が推進され、商業賄賂を対象とする監督管理と法執行の強度が引き上げられ、腐敗防止に対する厳重な姿勢が継続されている。

法令の改正と制度の改善

独占禁止法の面においては2024年1月22日に国務院が改正後の「企業結合申告基準に関する規定」を公布および施行し、企業結合申告の基準は若干緩和されている。2024年3月25日には国家発展改革委員会、国家市場監督管理総局などの8つの政府機関が「入札募集・入札分野公平競争審査規則」を共同で公布し、2024年5月1日から施行している。2024年6月13日には国務院が「公平競争審査条例」を外部に公開し、2024年8月1日から施行している。2024年10月13日には国家市場監督管理総局が「公平競争審査通報処理業務規則」を公布し施行している。

上述の行政法規と部門規則のほか、2024年に国家市場監督管理総局は多くの独占禁止分野のガイドラインや関連文書なども公開している。具体的に述べると、これには「事業者団体に関する独占禁止ガイドライン」「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」「標準必須特許独占禁止指導」「水平的企業結合審査指導」「企業結合独占禁止申告指導手引」「企業結合簡易案件独占禁止審査申告表」「企業結合簡易案件公示表」などが含まれている。このほか、国家市場監督管理総局は「薬品の分野に関する独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」「『独占禁止法』に違反した企業結合実施の行政処罰裁量権基準（意見募集稿）」「公平競争審査条例実施弁法（意見募集稿）」などの文書も公開している。そのうち、「薬品の分野に関する独占禁止ガイドライン」は2025年1月23日に国務院独占禁止不正競争防止委員会が正式に公布し、これに伴い「原料薬分野に関する独占禁止ガイドライン」は廃止されている。「公平競争審査条例実施弁法」および「違法な企業結合実施の行政処罰裁量権基準（試行）」もそれぞれ2025年2月28日と2025年3月25日に国家市場監督管理総局より正式に公布されている。

不正競争防止法の面においては2024年5月6日に国家市場監督管理総局が「オンライン不正競争防止暫定規定」を

公布し、2024年9月1日から正式に施行している。2024年12月21日には第14期全国人民代表大会常務委員会第13回会議において「不正競争防止法（改正案）」が審議されている。2024年12月25日には全国人民代表大会常務委員会弁公庁の公式サイトにおいて「不正競争防止法（改正案）」の意見募集稿が公開されている。2025年1月10日には国家市場監督管理総局が「医薬企業商業賄賂リスク防止コンプライアンス指導」を正式に公布している。

独占協定行為に対する規制の動向

2024年1月から12月にかけて、国家市場監督管理総局は公式サイトにおいて8件の独占協定行為に関する処罰案件を公開した。これらの公開案件はいずれも水平的協定行為にかかわっており、案件に関与した当事者はそれぞれ河南省焦作市の中古車流通協会および同業界の事業者、福建省福州市の不動産査定協会、雲南省硯山県のレンガ製造企業11社、新疆ウイグル自治区のロックウール企業5社、湖南省湘西トゥチャ族ミャオ族自治州の自動車検測機構13社、安徽省蚌埠市懷遠県の液化ガスボンベ事業者10社、天津市の自動車検測会社10社および貴州省六盤水市の自動車検測企業23社であった。

市場支配的地位の濫用行為に対する規制の動向

市場支配的地位濫用の面においては2024年1月から12月にかけて、国家市場監督管理総局の公式サイト上において7件の処罰案件が公開されており、これには上海市の医薬企業と金融情報サービス企業の案件、および広西チワン族自治区・山西省・四川省・海南省・山東省等の地区の公益事業企業の案件が含まれていた。ここで注目に値するのは前述の金融情報サービス企業による市場支配的地位濫用案件が、中国において金融データ分野における市場支配的地位濫用をめぐる初の行政処罰案件であったという点である。

企業結合行為に対する規制の動向

国家市場監督管理総局が公開した公式データの表示によると、2024年に国家市場監督管理総局が結審した企業結合案件は643件に上り、そのうち、無条件の許可が623件、受理後の申告者による申告の撤回が19件、制限条件付きの許可が1件となっており、その1件は半導体業界にかかわる案件であった。また、2024年に国家市場監督管理総

局は同局の公式サイト上において、法令とおりに申告せず
に違法に実施された企業結合に対する行政処罰案件も3
件公開している。

独占禁止法関連の司法の動向

最高人民法院は2024年6月24日に「独占民事紛争案件
の審理における法律適用上の若干の問題に関する解釈」
を公開し、7月1日から正式に施行している。当該解釈にお
いては2022年に新たに改正された「独占禁止法」を基に
長年にわたる司法裁判の過程において形成された実践経
験上の教訓が汲まれており、2012年に公布された「独占行
為によりもたらされる民事紛争案件における法律応用上の
若干の問題に関する規定」に対する全面的且つ大幅な改正
が行われている。

さらに、2024年に最高人民法院と各地方の人民法院は
「米線生産業者」の水平的協定案件、「ケーブル・デジタル
テレビ信号スクランブルサービス公益事業企業」の市場
支配的地位濫用案件、「天然ガス会社」の抱き合わせ販売
案件、「野菜卸売市場」の市場支配的地位濫用案件、「交
通信号制御機」をめぐる水平的協定案件などの多くの典型
的な独占禁止案件も公開している。このほか、「工業潤滑
油生産業者」の市場支配的地位濫用案件は独占禁止民事
紛争において検察院が上訴した初の案件としても注目に値
する。

贈収賄に対する規制の動向

2024年に中国における腐敗防止・賄賂防止業務は依然
として嚴重な姿勢が維持されている。中国共産党中央紀律
検査委員会と国家監察委員会によると、2024年に紀律検
査・監察機関は87万7,000件の案件を立件し、88万9,000
人を処分した。収賄・贈賄同時調査・処分の方針が堅持さ
れ、立件した贈賄者は2万6,000人に上り、4,271人が検
察機関に送致されている。

医薬の分野における腐敗防止と賄賂防止に対する監督
管理と法執行の強度には軟化の傾向が依然として見られて
おらず、関連制度は益々具体化されている。中国共産党中
央紀律検査委員会と国家監察委員会によって2024年内に
反復的に言及されていた権力が集中し、資金が密集し、資
源が充実している分野のうちの一つとして、医薬の分野は
2025年においても依然として中国における腐敗防止・賄賂
防止業務の重点注視分野となるものと予見することができ
る。医薬の分野のほか、金融、エネルギーなどの分野にお
ける腐敗防止と賄賂防止に対する監督管理と法執行の強
度も絶え間なく引き上げられている。

このほか、第20期中国共産党中央紀律検査委員会第
4回全体会議において2025年の任務が手配された際には
「常に幹部を不正行為に誘い込み地域に危害を加える贈
賄者に対する決然とした取り締まりと越境腐敗管理上の

強度の引き上げ」の必要性が強調されている。中国にお
ける近年の腐敗防止・賄賂防止の面における国際的な提携
の継続的な深化の傾向を踏まえて見てみると、越境の賄賂
行為に対する取り締まり上の強度も将来的には引き続き増
強されていく可能性がある。

<建議>

1. 中国における競争法関連法令の全般について

① 「独占禁止法」に基づく関連の実施細則と運用 ガイドラインの改正の早期完了

数多くの独占禁止法関連規定およびガイドラインが2024年に相次いで公布された。中国の独
占禁止法制度は益々整備されてきており、この
点については評価することができる。一方、その
他の一部の関連実施細則や運用ガイドライン
の面においては、なおも相応に改正されてはい
ない。未改正の関連実施細則と運用ガイドラ
インの改正も、早期に完了し、公布していただ
くよう要望する。

② 加重処罰適用要件と処罰確定基準の明確化

改正された「独占禁止法」には2倍から5倍まで
の加重処罰制度が導入されている。しかし、こ
の加重処罰の適用要件となる「本法に違反し、
情状が特別に深刻で、影響が特別に劣悪であ
り、特別に深刻な結果がもたらされた状況」お
よび処罰確定の基準については、詳細なガイド
ライン等の公布による明確化が行われていない
ことから、これらを明確化していただくよう要望
する。

③ 「外商投資安全審査弁法」のさらなる整備

「外商投資安全審査弁法」は2021年1月18日
から施行されているものの、外商投資安全審
査の適用範囲に属する具体的な業種、審査や
決定の基準、認可審査プロセスの詳細等につ
いては、不明確な点があり、ガイドラインおよ
び実施細則の公布等を通じ、これらを明確に
していただくよう要望する。

④ 標準必須特許の開示義務の軽減、善意交渉制 度の具体的な運用方法の明確化

2024年11月4日に公布された「標準必須特許
独占禁止指導」は、現行の「知的財産権の濫用
による競争の排除および制限行為の禁止に関
する規定」および「知的財産権の分野に関する
独占禁止ガイドライン」に基づいて標準必須
特許の分野における中国の独占禁止制度がさ
らに整備されたものであり、この点については
評価することができる。しかしながら、当該
指導では、事業者に厳しい必須特許情報の開
示義務が課されており、このような開示義務
が標準の推進・実施を阻害することを懸念し、
事業者の

開示義務を適切に軽減していただくよう要望する。また、指導では、FRAND原則の具体的な表現として善意交渉が取り上げられ、その手続や要求が規定されているが、これらの規定はなおも具体化が必要であることから、善意交渉制度の詳細な運用方法を提供していただくよう要望する。

⑤ 「事業者団体に関する独占禁止ガイドライン」のさらなる具体化

2024年1月10日に公布・施行された「事業者団体に関する独占禁止ガイドライン」は、独占禁止の分野における事業者団体の自主的な規制業務および主管機関の監督管理業務に対する指導を提供するものであり、事業者団体による独占禁止コンプライアンスの強化にとって重要な意義を有している。しかし、同ガイドラインの一部の規定（例えば、独占的協定の適用除外制度や事業者団体の内部コンプライアンス管理など）については、それらの内容をよりいっそう充実するよう要望する。

⑥ 企業結合に関連する法執行基準と審査指導等の公布、実施の迅速化

国家市場監督管理総局は2024年12月に「水平的企業結合審査指導」を発表し、企業結合の審査規則をさらに充実させた。その内容は企業結合申告にも大きな参考となるものである。企業結合届出・審査制度の法執行および審査の効果と透明性をさらに向上させるため、「非水平的企業結合審査指導」の公布、実施を加速していただくよう要望する。

2. 独占的協定について

⑦ セーフハーバー制度の運用基準の明確化、同制度の適用範囲の拡大

事業者の市場シェアが一定の基準に達していない場合における垂直的協定の適用除外というセーフハーバー制度が改正された「独占禁止法」に導入された後に、2022年の6月下旬に公布された「独占的協定の禁止に関する規定（意見募集稿）」においては同制度の下における市場シェア等の運用基準が明確にされていたが、2023年3月に公布された「独占的協定の禁止に関する規定」においては市場シェアの基準が削除されているので、早急に実施細則などを通じて同制度の運用基準を明確にいただくよう要望する。また、改正された「独占禁止法」においては、水平的協定へのセーフハーバー制度の適用が除外されており、市場の長期的且つ健全な発展に有益な市場シェアの低い企業間の提携がある程度において制限されているため、セーフハーバー制度の適用範囲を水平的協定にも拡大していただくよう要望する。

⑧ 垂直的協定におけるリニエンシー制度の適用可否の解明

「独占的協定の禁止に関する規定」においては、リニエンシー制度の申請・認定手続がさらに洗練化されたものであり、この点については評価することができる。一方で、同規定は、リニエンシー制度の適用範囲を水平的協定の場合に限定せず、「事業者が独占的協定を締結する場合」に包括的に規定しているが、当該制度が実務上垂直的協定に適用するかどうかについては、なおも不明確であり、解明していただくよう要望する。

⑨ 個人を対象とする責任追及制度の運用基準の明確化

独占的協定に対する規制について、改正された「独占禁止法」においては個人を対象とする責任追及制度が導入されているものの、その規定は依然として原則的なものにとどまっていることから、早急な実施細則およびガイドラインの公開等を通じて同制度の運用基準の詳細を明確にいただくよう要望する。

3. 市場支配的地位の濫用について

⑩ 大型企業等による優越的地位の濫用に対する規制の導入をめぐる慎重な検討、または当該規制における不明確な点の解明

2024年の12月下旬に公布された「不正競争防止法（改正案）」（意見募集稿）の第15条においては大型企業等による優越的地位の濫用に対する規制が導入されている。当該規制は中小企業の利益を守るためには有益である。その一方、「大型企業等」の定義や範囲、「優越的地位」および「明らかに不合理」の認定基準、「その他の公正な競争秩序を乱す行為」の範囲などには、なおも不明確な点が残されている。市場における企業の競争行為を過度に萎縮させないためにも、当該規制の導入については外資企業の意見も取り入れつつ慎重に検討し、または上記の不明確な点を解明していただくよう要望する。

⑪ 買掛金・代金決済をめぐる大手企業への指導の提供

大手企業による下請業者に対する代金支払遅延等の市場における優位性の濫用行為に対する防止策として、国務院は「中小企業代金支払保障条例」や「ビジネス環境改善条例」等を公布および実施している。2025年3月、国務院は改正した「中小企業代金支払保障条例」を公布し、大企業による支払遅延行為へのさらなる規制を目指している。これらの条例の徹底化に向けて、中国の国有企業をはじめとする大手企業に買掛金や代金の支払を取引契約のとおり履行させるようにするためにも、政府による指導を行っていただくよう要望する。

⑫ 知的財産権への過度な制限の緩和

知的財産権の行使時に考慮すべき独占禁止法運用上の原則について、「知的財産権の分野に関する独占禁止ガイドライン」にも定められているとおり、FRAND原則の適用を受ける旨の宣言の有無を問わず、標準必須特許か、それとも標準必須特許ではない特許かにかかわらずにFRAND条件の下におけるライセンスの実施を一律に強制するように、知的財産権を過度に制限し、イノベーションを阻害するのではないかと懸念も生まれている。特許権の独占的且つ排他的な権利という法的性質を考慮し、世界各国の法令運用の実状を踏まえた上で、法令およびガイドラインを整合的に運用していただくよう要望する。

4. 企業結合について

⑬ 企業結合届出・審査制度における不明確な点の解明

改正された「独占禁止法」においては企業結合の分類・分級審査制度や重点分野に対する規制の強化等も明確にされており、この点については評価に値する。一方、企業結合届出の時点における「企業結合」および「支配力」の構成要件、企業結合届出の要否の判断基準、審査・決定上の基準や考え方には、なお不明確な点が残されており、事業者側の判断が困難となるケースが存在している。「企業結合審査規定」の公布・実施により、前述の不明確な点はある程度解明されたものの、そのうちに特に「支配力」の構成要件は依然として明確化されていない。これらの基準や考え方については、実施細則およびガイドラインの公布等を通じて明確にさせていただくよう要望する。

⑭ 簡易届出制度の運用上のさらなる改善、案件受理・審査期間の短縮

企業結合の届出時においては、書類の提出から正式な案件受理までの期間は、ケースによって異なっており、長期化する場合もある。簡易届出制度の運用上の改善や、一部の簡易届出制度適用案件審査権限の地方独占禁止法執行機関への委譲等を通じて改善されてきてはいるものの、案件の受理や審査に要する期間については、関連制度の運用上のさらなる改善を通じ、これを短縮していただくよう要望する。

5. 行政権力の濫用による競争の排除および制限について

⑮ 行政権力の濫用による競争の排除および制限行為に対する規制の整備

「独占禁止法」においては、行政権力の濫用による競争の排除および制限行為に対する罰則は、上級当局による是正命令および直接の責任者に対する処分のみであり、独占禁止法の執行

機関は、関連する上級当局に対して法による処理の勧告を行う権限のみを有しており、行政機関または法律法規の授權により公共事務を管理する権限を有する組織による独占的行為に対する抑止力に欠けている。ゆえに、行政的な独占的行為に対する行政機関または法律法規の授權により公共事務を管理する権限を有する組織への罰則が適切に強化されること、およびこれらの行政機関・組織に行政的な独占的行為により損害を受けた事業者への損害賠償責任が課されることが望まれる。同時に、行政的な独占的行為により利益を享受した事業者に対しても、事実関係に基づいて法的責任を追及していただくよう要望する。

6. 商業賄賂について

⑯ 「不正競争防止法」の改正作業の加速、法令内容の整備

現行の「不正競争防止法」においては、商業賄賂の認定にかかわるコミッションおよび値引きの「事実通りの記帳」に対する判断基準、「職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織または個人」の具体的な範囲、商業賄賂と認定された場合において科せられ得る罰則の適用基準の面においても不明確な点が残されている。しかし、2025年3月現在、「不正競争防止法」の第3次改正は、なお完了していない。早急に改正作業を進め、今回の法令改正を機会に、これらの基準も明確にさせていただくよう要望する。